

## 「風流」と「風流踊」

### —ユネスコ無形文化遺産登録のあとさき—

#### 福持昌之

（京都市文化市民局文化財保護課 主任・文化財保護技師）

#### はじめに～注目される「風流」と「風流踊」

2022年11月30日、全国41件の民俗芸能が「風流踊（ふりゅうおどり）」としてユネスコ無形文化遺産の保護条約の「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載された。いわゆる「ユネスコ無形文化遺産への登録」である。これら41件は、国の重要無形民俗文化財に指定されている民俗芸能のうち、「風流（ふりゅう）」に分類されているもので、各保護団体（保存会等）の同意が取れたものについて、国が予めユネスコに提案していたものである。

#### 【1】「ふうりゅう」と「ふりゅう」

風流というと侘び寂びなど、自然に通じた簡素な美意識という印象が強いだろう。しかし、ここでいう風流はそれと正反対の美意識だといえる。

日本最大の国語辞典『日本国語大辞典』（小学館）には、「ふうりゅう（風流）」と「ふりゅう（風流）」は別に立項されている。要するに、「ふうりゅう」は上品で優雅であることであり、当初は華美なものも含まれて

いたが、それが茶道や俳諧の世界に通じ、世俗から離れた文芸上の美意識へと展開していく。一方で、「ふりゅう」は祭礼文化を中心に展開し、華美な装飾やそれを伴う囃し物や踊りへと展開した。

1603年頃、イエズス会が長崎で発行したポルトガル語による日本語辞書『日葡辞書』には、室町時代から安土桃山時の日本で発音されていた日本語が記録されている。そこには、「Fûriû（ふうりゅう）」の項目があり、「優美な衣類のように目に楽しく優美なこと」とある。その一方で「Furiû（ふりゅう）」の項目もあり、「囃し物を伴う踊り。または、あらゆる踊り。」と記載がある。400年以上前に、このような使い分けがあったことは、注目に値する。

明治24年（1891）に大槻文彦が編纂した国語辞書『言海』でも、「ふうりゅう（風流）」と「ふりゅう（風流）」の2つの項目がある。しかし、どちらも簡素で風雅な美意識としか解説されていない。

その後、昭和22年（1947）、国文学者の岡崎義恵が、『日本文藝思潮 第二巻 風流の思想』において、文芸上の思潮としての風流を「ふうりゅう」、芸能化したものを「ふりゅう」と説明した、歌舞伎研究で知られる国文学者の郡司正勝は、これが現在の「通説」に直接つながるものとして評価している。

#### 【2】無形民俗文化財における区分

文化庁の重要無形民俗文化財の分類は、①風俗慣習、②民俗芸能、③民俗技術の3に大別されている。①の風俗慣習は、人生・儀礼、娯楽・競技、社会生活（民俗知識）、年中行事、祭礼（信仰）の5つに、②の民俗芸能

国指定の重要無形民俗文化財

種別1	種別2	指定件数
風俗慣習	人生・儀礼	6
	娯楽・競技	10
	社会生活(民俗知識)	2
	年中行事	34
	祭礼(信仰)	70
民俗芸能	神楽	38
	田楽	25
	風流	43
	語り物・祝福芸	6
	延年・おこない	7
	渡来芸・舞台芸	37
	その他	18
民俗技術	生産・生業	25
	衣食住	3

2023年8月現在

本田安次著作集『日本の傳統藝能』と文化庁の分類

巻	内容	文化庁の分類
第1～7巻	神楽Ⅰ～Ⅶ	神楽
第8～9巻	田楽Ⅰ～Ⅱ	田楽
第10～13巻	風流Ⅰ～Ⅳ	風流
第14巻	語り物と祝福芸・『民俗芸能探訪録』	語り物・祝福芸
第15～16巻	舞楽・延年Ⅰ～Ⅱ	延年・おこない
第17巻	能・狂言 人形芝居ほか	渡来芸・舞台芸
第18巻	南島探訪	その他
第19巻	沖縄の芸能 伊豆の島々の芸能	
第20巻	日本の祭り アイヌの芸能 アジア探訪	年中行事 祭礼(信仰)

などが華やかに展開したのものとして「風流」を想定した。そのほか、平家琵琶や浄瑠璃「語り物」や、万歳などの「祝福芸」は、主に託宣や言霊といった観念から展開したとする芸能として位置付けた。また、寺院法会に伴

は、神楽、田楽、風流、語り物・祝福芸、延年・おこない、渡来芸・舞台芸、その他の7つ、③民俗技術は、生産・生業、衣食住の2つに細分化されている。

②の分類の基礎となっているのは、民俗芸能研究の第一人

者であった本田安次の仕事である。本田安次は、日本の歴史的展開をふまえ、最初に発生した芸能として「神楽」を位置づけ、次に農耕儀礼を基とする「田楽」、そして田楽な

って僧侶や稚児が演じた様々な芸能として「延年」や「おこない」を、舞楽や伎楽のように大陸方面から渡来した芸能にルーツを求めるものや劇場型の芸能を「渡来芸」や「舞台芸」として分類した。そして、日本列島の南北の地域的芸能として、すなわちアイヌや沖縄の舞踊を位置づけた。

本田安次のこれらの区分は、ひとつの芸能が複数の分類に含まれるという混乱が生じてしまう可能性を含んでいるものの、日本のほぼすべての民俗芸能を網羅することができるという点で画期であり、現在も一定の有用性が認められ、広く受け入れられている。

【3】「ふりゅう」の定義の難しさ

本田安次による民俗芸能の分類は、一貫性の原則、相互排除の原則を有しない点で区分の法則を満たしていない。そのため、例えば風流化した田楽は田楽なのか風流なのか、延年の風流は、延年なのか風流なのか、という問題が生じてしまう。

また、風流の典型のひとつ、祇園祭の山鉾などの「山鉾風流」についても、文化庁の重要無形民俗文化財の分類では、②民俗芸能の「風流」ではなく、①風俗慣習の「祭礼行事(信仰)」に分類されている。

では、「風流」の定義とは、なんであろうか。風流の特徴を「華美・華麗な装飾」と説明することもあるが、それならば神楽や田楽、その他あらゆる芸能や踊りの多くが、日常の衣装とは異なる装飾的なものを用いるのが常であり、ほとんどの芸能が「風流」に当てはまるのではないか、という指摘もされている。

風流の分類の例

本田1925 「風流考」	本田1960 『圖録 日本の民俗芸能』	本田1996 「附載 日本の民俗芸能」	齊藤2006 『日本の祭り文化事典』	植木2007 「風流踊研究の現状と課題」
◎獅子舞	○厄神祭に出たもの	◎念仏踊	△練り風流	◎拍子物
△山鉾	○仮装に出たもの	◎盆踊	○仮装の風流	◎じんやく踊
◎太鼓踊	◎田囃子に出たもの	◎太鼓踊	△つくりもの風流	◎カッコ踊
◎一人立の獅子舞・鹿踊		◎羯鼓獅子舞	○疫神祭の風流	◎振踊
◎小歌踊		◎小歌踊	◎田楽の風流	◎小歌踊
◎綾踊		◎綾踊	◎念仏踊	
△奴踊		△つくりもの風流	◎小歌踊	
△動物や福神の出る風流		○仮装風流		植木は、「風流踊」とは別に「山鉾風流」等を想定している。
◎田植踊		△練り風流		
◎念仏踊				
◎盆踊				

筆者注：◎原則として踊りを伴う ○踊りを伴うこともある △原則として踊りはない

#### 【4】「風流」及び「風流踊」の分類の試行

本田安次は、1925年の「風流考」で、風流の具体例として、獅子舞、山鉾、太鼓踊、一人立の獅子舞・鹿踊、小歌踊、綾踊、奴踊、動物や福神の出る風流、田踊踊、念仏踊、盆踊の11種をあげている。本田安次の風流の分類は、時代によって変化がみられるものの、1960年の『圖録 日本の民俗芸能』（朝日新聞社）では民俗芸能の分類に際して芸能史的立場にたっていると述べている。

その語、齊藤裕嗣が『日本の祭り文化事典』（全日本郷土芸能協会編、東京書籍、2006年）の「(4)民俗芸能 風流」の項で試みた「風流」の分類も、時代順にを意識しているが、齊藤の分類も、獅子舞、田植踊、田楽の風流、獅子舞、念仏踊などの語が見えることから、上位の分類において、風流でありつつも、神楽、田楽、外来系などにも含まれる可能性があることは、本田の分類と同様であって、「区分の法則」に準拠していない。

ところで、歌謡研究においては、小歌とは別に、その影響を受けたとされる田植草紙系歌謡、風流踊歌の3つの分類があるなど、研究が進展していることが下仲一功・加賀元子によって紹介されている（日本歌謡学会編『日本歌謡研究—現在と展望—』和泉書院、1994年）。また、山路興造は昭和46年（1971）に「風流踊歌」という視点から「全国風流り踊歌一覧」（『民俗芸能』43・44号、45号）として、全国393例の一覧を作成している。

植木行宣は、そういった成果も踏まえて「風流踊研究の現状と課題—風

流の分類と定義—」（『民俗芸能研究』43号、2007年）において、歴史的に風流ないし風流踊と呼ぶ民俗芸能について、芸態上の比較研究によって分類を試みた。植木は、従来の芸態比較が、歌本による歌謡研究すなわち詞章及び句形からのアプローチを評価しつつも、むしろ現地調査や映像記録を中心に、歌と歌の間の「囃し」の部分に特徴があることを見出した。植木の風流踊の分類を、概説すると以下の通りである。

- (1)傘鉾と一体で行われ、打楽器系の楽器を自ら奏しながら踊る「拍子物」。全員が一斉に踊るものと、持ち手と打ち手が一組となった太鼓の芸打ちなどが主役を務め、他の役が囃子方となるものに分かれる。
- (2)腰鼓形のカッコ打ちが踊り、節と節の間に短い室町小歌がある「じんやく踊」。カッコ踊の演目の一つ。
- (3)一定の主題で歌詞が連鎖する組歌形式の歌と、節と節の間に地拍子や囃しが入る「カッコ踊」。カッコ打ちは中心部で中踊となり、その周囲に側踊がつくが、中踊が省略されることもある。
- (4)同じく組歌によるが、中踊が楽器を持たず、棒振や持ち手と打ち手が一組となった太鼓の芸打ちとなっている「振踊」。

(5)「～踊りはひと踊り」と歌う組歌形式の室町小歌が中心の「小歌

踊」。楽器は主役ではない。あるいは楽器を用いない場合もある。

この植木の分類も、発生順を意識したものであることは間違いない。非常に明快かつ簡潔な分類であるが、植木の分類には出てこない奴踊や念仏踊などは、そこで歌われる詞章や囃しの形態によって、振踊や小歌踊や拍子物などに分類されるであろうし、分類できないものもあろう。また、植木も認めているように、事例は関西中心であり、全国的な芸能研究へと展開し、検証や修正を加えていく必要がある。

### 【5】ユネスコ無形文化遺産「風流踊」の定義

ユネスコ無形文化遺産登録では、重要無形民俗文化財に指定された民俗芸能のうち、「風流」に分類されるものが対象となった。しかし、ユネスコへ提出された提案書には「風流踊」とされた。風流では、民俗芸能に分類されなかった山鉦風流などが含まれてしかるべき、という批判に対応したものと推察するが、その批判はユネスコ云々に拘わらず、もっと以前からあってしかるべきであった。

さて、ユネスコ無形文化遺産に登録された「風流踊」の定義はどうだろうか。ここでは、単に芸能上の特色だけでなく、ユネスコの定める「登録基準」に沿ったコミュニティとの関りに関する説明なども必要であるため、いわゆる「定義」とは異なるテイストになっている。文化庁による提案書に次のように記載している。

### 内容

華やかな、人目を惹く、という「風流」の精神を体現し、衣裳や持ちものに趣向をこらして、歌や笛、太鼓、鉦（かね）などに合わせて踊る民俗芸能。除災や死者供養、豊作祈願、雨乞いなど、安寧な暮らしを願う人々の祈りが込められている。祭礼や年中行事などの機会に地域の人々が世代を超えて参加する。それぞれの地域の歴史と風土を反映し、多彩な姿で今日まで続く風流踊は、地域の活力の源として大きな役割を果たしている [文化庁2020・2021]。

### 提案要旨

「風流踊」は、広く親しまれている盆踊や、小歌踊、念仏踊、太鼓踊など、各地の歴史や風土に応じて様々な形で伝承されてきた民俗芸能。華やかな、人目を惹くという「風流」の精神を体現し、衣裳や持ちものに趣向をこらして、笛、太鼓、鉦などで囃し立て、賑やかに踊ることにより、災厄を祓い、安寧な暮らしがもたされることを願うという共通の特徴をもつ [文化庁2020・2021]。

ユネスコ無形文化遺産「風流踊」を網羅する総合的な説明としては、これ以上の的を射た説明は難しいと思われる。しかし、かつて小笠原恭子『かぶきの誕生』（明治書院、1972年）で指摘したように、風流をもっとも広義の「装飾性」と定義して対象に臨むと、ほとんどすべての民俗芸能が「風流」の範疇に入るという問題は残されたままである。

令和6年（2024）2月17日